

在留邦人の皆様へ

たびレジに登録された皆様へ

### 新紙幣発行に係る情報について（お知らせ）

2016年11月9日

在インド日本国大使館

8日夜、モディ首相は国民への演説を行い、500ルピー紙幣及び1,000ルピー紙幣の無効化並びに新500ルピー紙幣及び2,000ルピー紙幣の導入を発表しました。インド財務省が発出した通達やインド準備銀行（RBI）が発表したFAQ（Frequently Asked Questions）等の政府発表資料によると、概要は以下1～3のとおりです。

#### 1 現行紙幣等の取扱い

（1）現行の500ルピー紙幣及び1,000ルピー紙幣（以下、「旧高額紙幣」と言います）は、11月8日24時（9日午前0時）以降、法定通貨としての効力を失っており、使用できません。但し、以下の支払いにおいては、11月11日までの間、引き続き使用可能です。

ア 政府系病院での治療費用の支払いや、医師の処方箋を示して政府系病院の薬局で医薬品を購入する際の支払い

イ 鉄道、政府又は国営企業（が経営する）バス、空港のチケットカウンターでチケットを購入する際の支払い

ウ 中央政府又は州政府の認可の下で運営する消費者共同組合店舗（consumer cooperative stores）での支払い

エ 中央政府又は州政府の認可の下で運営する牛乳販売店での支払い

オ 国営石油販売企業の認可の下で運営するガソリンスタンドで石油・ディーゼル・ガスを購入する際の支払い

カ 火葬場や墓所での支払い

キ 5,000ルピーを超えない旧高額紙幣を有する国際線の乗客が、国際線空港で両替をする場合

ク 外国人旅行者が5,000ルピーを超えない旧高額紙幣等を空港で両替する場合

（2）100ルピー紙幣以下の小額紙幣は引き続き使用可能です。

（3）クレジットカードやデビットカード、小切手での支払いは引き続き可能です。

## 2 本9日の銀行の営業

銀行は、本日営業しておりません。ATMについては、本日及び明10日閉鎖しております。

## 3 新紙幣との交換等

(1) 旧高額紙幣は、2016年12月30日までの間、銀行支店等にて銀行に預金する、又は新紙幣を含む使用可能な紙幣と交換することができます。

(2) 交換の上限は4,000ルピーですが、この上限は15日後に見直されることとされていません。

(3) 預金の上限はありません。(但し、KYC (Know Your Customer) 規則に従っていない口座については上限50,000ルピーとされています。)

(4) 11月24日までの間、銀行窓口での現金引出しの上限は1日10,000ルピー、1週間の上限は20,000ルピーとされています。11月24日以降、上限については見直すこととされています。ATMでの現金引出しは11月18日までは上限カード1枚当たり1日2,000ルピー、11月19日以降はカード1枚当たり1日4,000ルピーとされています。

## 4 当館の領事手数料について

当館では上記を踏まえ、在留邦人の皆様への領事サービスの観点から、領事手数料(旅券発給、証明書発給、査証発給等)は、11月30日までは従来どおり、旧高額紙幣による支払いも受け付けることといたします。

なお、12月1日以降は、旧高額紙幣での支払いは受け付けませんので右ご留意願います。

(ご参考)

○インド財務省経済局：<http://www.finmin.nic.in/>

(お問い合わせ先)

○在インド日本国大使館

50-G Shantipath, Chanakyapuri, New-Delhi

電話：+91-11-4610-4610

(了)